

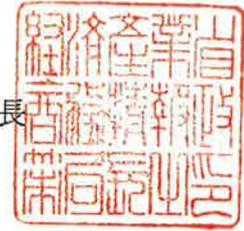
経 済 産 業 省

20151221情局第1号

平成27年12月24日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省商務情報政策局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成27年12月18日付け警察庁丙組組企発第347号、警察庁警備局長から平成27年12月18日付け警察庁丙備企発第190号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成27年12月18日付け外務省告示第438号により、国家公安委員会委員長が平成27年12月18日付け国家公安委員会告示第45号及び第46号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

<p>た、別表の2721・を追加する。よび351・を外務大臣のよう改正する。また</p>	<p>ら○同成第を○ れ号理二一含外外 た2事十九む務務 措(会七八関省省 置a決年八連告告 の)議十号の示示 対、第、第一及告平第 象第一月び示成四第 と一二十第に十百三 なる九六二一関三三 る八七、八、第、三 個人号4二九国三 及び1(十号際百 び(a)日、及び全 団)、及びき全保 体)一三三立障理 の及び一三三に事 一部第一三三に行 を別表の九八号(八 とおり1(c)決定に基 改正(a)第一、基 するに三き、平、 め九、平、号</p>	<p>象と件 となる ・タ・ 国際 連合 安全 保障 等理 事會 決定 する 議に 基づ く資 産凍 結等 の措 置の 対</p>
----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(別表)

一. 次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

208. 削除

349. 削除

351. 削除

二. 次のとおり追加する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

721. エムラー・エルドアン(別名:(a)イムラーン・アル・クルディ(b)イムラーン(c)イムラン(d)イムラン・イブン・ハッサン(e)サラハッディン・エル・クルディ(f)サラハッディン・アル・クディ(g)サラハッディン・アル・クルディ(h)サーラフ・アルディン(i)スレイマン(j)イスマトゥッラー(k)イスマトゥッラー(l)イスマトゥッラー・アル・クルディ)

EMRAH ERDOGAN (a.k.a.: (a)Imraan Al-Kurdy (b)Imraan (c)Imran (d)Imdan ibn Hassan (e)Salahaddin El Kurdy (f)Salahaddin Al Kudy (g)Salahaddin Al-Kurdy (h)Salah Aldin (i)Sulaiman (j)Ismatollah (k)Ismatullah (l)Ismatullah Al Kurdy)

称号:不明

役職:不明

生年月日:1988年2月2日

出生地:Karlioiva, Turkey

国籍:ドイツ

旅券番号:不明

ID 番号:ドイツ BPA C700RKL8R4 (2010年2月18日発行、2016年2月17日失効)

住所:Werl prison, Germany (2015年5月以降)

国連制裁委員会による指定日:2015年11月30日

その他の情報:パキスタンの北ワジリスタン地方において、アル・カーイダ(166. に指定した団体)(2010年-2011年)と、また、ソマリアにおいて、ハラカト・アル・シャバーブ・アル・ムジャーヒディーン(アル・シャバーブ)(2011年-2012年)と提携した、元外国人テロ戦闘員。2014年にドイツ、フランクフルト高等地方裁判所にて、懲役7年の有罪判決を受けた。目の色および髪の色は茶、がっしりとした体格で、体重は92kg、身長は176cm、背中の右側に母斑がある。母親の氏名は Emine Erdogan で、父親の氏名は Sait Erdogan。

○国家公安委員会告示第四十五号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十八日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

タリバーンと関係を有する自然人

氏名 エムラー・エルドアン (EMRAH ERDOGAN)

別名 (a)イムラーン・アル・クルディ (Imraan Al-Kurdy) (b)イムラーン (Imraan) (c)イムラン (Imran) (d)イムラン・イブン・ハッサン (Imran ibn Hassan) (e)サラハッディン・エル・クルディ (Salahaddin El Kurdy) (f)サラハッディン・アル・クディ (Salahaddin Al Kudy) (g)サラハッディン・アル・クルディ (Salahaddin Al-Kurdy) (h) サーラフ・アルディン (Salah Aldin) (i)スレイマン (Sulaiman) (j)イスマトッラー (Ismatollah) (k) イスマトウッラー (Ismatullah) (l) イスマトウッラー・アル・クルディ (Ismatullah Al Kurdy)

称号 不明

役職 不明

生年月日 1988年2月2日

出生地 Karliova, Turkey

国籍 ドイツ

旅券番号 不明

住所 Werl prison, Germany (2015年5月以降)

名簿に記載された年月日 2015年11月30日

名簿記載者公告番号 QI-250

その他参考となるべき事項 パキスタンの北ワジリスタン地方において、アル・カーイダ (QE-1) (2010年-2011年) と、また、ソマリアにおいて、ハラカト・アル・シャバーブ・アル・ムジャーヒディーン (アル・シャバーブ) (2011年-2012年) と提携した、元外国人テロ戦闘員。2014年にドイツ、フランクフルト高等地方裁判所にて、懲役7年の有罪判決を受けた。目の色および髪の色は茶、がっしりとした体格で、体重は92kg、身長は176cm、背中の右側に母斑がある。母親の氏名はEmine Erdoganで、父親の氏名はSait Erdogan。ID番号は、ドイツBPA、C700RKL8R4 (2010年2月18日発行、2016年2月17日失効)

○国家公安委員会告示第四十六号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十八日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

- 1 氏名 ナズィーフ・アブドゥル・ハミード・ナビーフ・アル・ルカーイー（NAZIH ABDUL HAMED NABIH AL-RUQAI' I）

名簿に記載された年月日 2001年10月17日（2006年7月31日及び2010年12月15日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-16

- 2 氏名 モハメド・アミン・アクリ（MOHAMED AMINE AKLI）

名簿に記載された年月日 2003年6月25日（2006年4月12日、2007年10月17日及び2011年5月16日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-45

- 3 氏名 シハーブ・ベン・モハメド・ベン・ムフタール・アル・アヤーリー（CHIHEB BEN MOHAMED

BEN MOKHTAR AL-AYARI)

名簿に記載された年月日 2003年6月25日 (2005年12月20日、2007年10月17日、2009年8月10日
及び2011年5月16日に改訂)

名簿記載者公告番号 QI-47